

高エネルギー加速器研究機構

殿

所属長・氏名

職印

学部学生の実習について（申請）

下記により、教育の一環として実習させたいので、御許可願います。

記

学生の所属・氏名・（年次） （連絡先）	大学 氏名 ※ 都道府県 市（郡） （電話）	学部 （年次） 市（郡）	学科
実習科目名			
実習の具体的方法			
実習の期間 ※※	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
指導教員の職・氏名 ※※※			
希望受入担当教員 職・氏名			
今回の実習における放射線管理区域入域の有無	有の場合 性別（男・女） 年齢（ 歳） 実験区分 []		

※ 複数の学生の実習を希望する場合は、別紙に名簿を添付すること。

※※ 来構する期間を記入すること。複数回に渡り来構予定のある場合は、1年を限度とする実習を通算した期間の申請も受け付けますが、様式第10号放射線作業従事承諾書の2.放射線作業従事期間も同期間とすること。

※※※ 原則として、指導教員は実習生所属機関の教員とし、当該教員が実習に同行すること。

受理番号

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
における実習生の受入れに関する申合せ

〔平成16年5月6日〕
制 定

(趣旨)

- 1 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)において、実習のため受け入れる大学の学部学生(以下「実習生」という。)の取扱いについては、この申合せによる。

(受入基準)

- 2 実習生の受入れは、教育上真に必要と認められ、かつ、共同利用に支障を来すことのない場合で、機構に受入担当教員がいる場合に限る。

(受入条件)

- 3 実習生の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付す。

- (1) 実習生に放射性物質を取り扱わせないこと。
(2) 放射線管理区域内で実習を行う場合には、実習生が当該大学で放射線作業従事者の認定を受けているとともに、機構における放射線作業従事に関する手続きをとること。
(3) 実習生にクレーン、特殊自動車等を運転させないこと。
(4) 機構の規則、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する機構長等の指示に従うこと。
(5) 財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険又はこれと同等以上の保険に加入していること。

(受入申請)

- 4 実習生の派遣を希望する大学の学長又は学部長は、別に定める申請書を、原則として実習を行う1か月前までに機構の所長、施設長又は推進部長(以下「所長等」という。)に提出するものとする。

(受入許可)

- 5 所長等は、前項の申請があったときは、適当と認める者について受入れを許可する。

(実習方法)

- 6 実習生は、当該大学の指導教員の立会いの下に、実習を行う。

(許可の取消し)

- 7 指導教員若しくは実習生がこの申合せに違反し、又は所長等が実習を行うことが適当でないと認めたときは、受入れの許可を取り消すことができる。

附 記

この申合せは、平成16年5月6日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

(注) 1 第3項第1号の「放射性物質」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構放射線障害予防規程第2条第4号に規定する「放射性物質」をいう。

2 第3項第1号の「取扱い」とは、放射性物質取扱要領第2項1)に規定する「取扱い」をいう。

